

# 岐阜県公報

## 目 次

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ  
一

号 外 (一) 令 和 四 年 二 月 二 十 二 日

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項第二十一号中「七日」を「十四日」に改め、同項第二十三号中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に改める。

付則第十項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年二月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社